

學報 神戸大學

No. 4

◎ 官報参照事項

- 法律第三百五十五号—国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(五月二十日号外)
- 法律第九十号—政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律(五月二十日)
- 法律第九十九号—教育職員免許法の一部を改正する法律
- 法律第二百号—教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(以上五月二十三日)
- 法律第二百一号—建築基準法
- 法律第二百二号—建築士法(以上五月二十四日)
- 政令第四百十九号—予算決算及び会計令の一部を改正する政令
- 省令第十号—政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第一條の規定により作成する支払請求内訳書等を定める命令(以上五月二十日)
- 省令第十七号—国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(五月二十四日)

- 省令第十八号—文部省組織規程の一部を改正する省令(以上五月二十日)
- 大藏省令 第四十四号—所得税法施行細則の一部改正
- 第四十五号—国家公務員等の旅費支給規程(以上五月一日号外)
- 第五十三号—出納計算の数字及び記載事項の訂正に関する省令の一部改正(以上五月二十日)
- 文部省告示 第三十五号—国立学校の取向部専任の事務職員の勤務時間の特例に関する規程(以上五月二十四日)

◆ 達 示 ◆

● 電気設備検査規程

- 第一條 総ての電気設備に対しては、火災防止、施設保護の目的を以て定期的に検査を施行するものとす。
 - 第二條 検査は、電気事業主任技術者の責任に於て実施し、電気工作物規程並に関係法規に従つて実施するものとす。
 - 第三條 検査は、絶縁試験其の他必要なる検査を行うものとする。
 - 第四條 定期検査は左記の通り一定期間毎に実施するものとする。
- 1 一般校舎、建物内設備 一年以内

産を命ずる、六級三号俸を給する 堂本 茂
 事務局長庶務課勤務を命ずる 矢野 納
 産を命ずる、五級一号俸を給する 平野 秀倫
 事務局庶務課勤務を命ずる 仁尾 耐造
 産を命ずる、六級二号俸を給する 今坂 正一
 事務局会計課勤務を命ずる 坂中 正一
 (各通)
 産を命ずる、六級一号俸を給する 福島 三郎
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 平田 三郎
 産を命ずる、七級三号俸を給する 加茂 武雄
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 和田 利男
 (各通)
 産を命ずる、四級三号俸を給する 池田 耕三
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 山本 雄一
 産を命ずる、五級二号俸を給する 後藤 雄三
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 岩根 進
 産を命ずる、四級一号俸を給する 兼て文部勤務を命ずる
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる
 (以上五月三十一日)

(各通)
 産を命ずる、五級三号俸を給する 西川 昭一
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 内藤 弘一
 産を命ずる、三級三号俸を給する 富田 昇
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる
 産を命ずる、三級三号俸を給する 藤林 正也
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる
 (但、六甲学舎)
 産を命ずる、六級三号俸を給する 長谷川 豊作
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 林 嘉吉
 産を命ずる、小使を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 中村 徳藏
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 岩井 公夫
 兼て文部勤務を命ずる 兼て文部勤務を命ずる 亀井 三郎
 (以上五月三十一日)

雑報

共済組合宿泊所開設通知

◎金澤宿泊所 金澤市梅本町二
 宿泊定員 四十名
 金澤駅より小立野行の市電(尾張町)下車
 ◎箱根保養所(清風荘)増築工事完成
 神奈川県足柄下郡湯本茶屋下川原一八五
 三十名のところ増築により八十名収容可能
 小田原より登山電車にて十五分
 箱根湯本下車徒歩十五分

(詳細については本部会計課総務掛に問合せ下さい)

◆昭和二十五年年度

科学研究費交付金について

本学関係の本年度科学研究費交付金は左の通り
 内定した旨通知があった。
 研究担当者は六月二十日までに査定額にもとづ
 いて使用内訳書と研究計画概要書と御提出願
 たい。(ちかく全査定額の約五分の一を)
 交付されることになっている。)

部門別	研究担当者数	査定研究費
第一部門 文学	一三	二三五、〇〇〇
第二部門 法学	五	一二〇、〇〇〇
第三部門 経済学	二二	五五五、〇〇〇
第四部門 理学	一六	一九八、〇〇〇
第五部門 工学	二七	四五六、〇〇〇
第六部門 農学	二	二〇、〇〇〇
第七部門 医学	一	三〇、〇〇〇
合計	八六	一、六一四、〇〇〇

◆新らしく文部省用・電信用語符号表が制定せ
 られ六月十五日から実施することになった。

予

告

六月十五日(木) 午後三時から小松教官請求に關する公開口頭審理(第二回)開催
六月十七日(土) 午後二時から研究所に於て海運研究會開催

● 昭和二十五年旧制經濟大學(晝夜両学部) 前學期授業、休暇及試験豫定日程

夏期休業前授業日程 自四月十日(月) 至七月八日(土)

夏期休業日程 自七月十日(月) 至九月九日(土)

夏期休暇明け授業日程 自九月十一日(月) 至九月三十日(土)

前學期學科試験日程 自十月二日(月) 至十月十四日(土)

主要日誌

五月十六日 ● 本學本年度レントゲン集團撮影、ツベルクリン皮内反應注射夫、各學舎に於て施行二十六日全學舎終了

六月 一日 ● 文部省直轄並に國立大學附置研究所長會議に宮田所長出席

● 午後二時から一〇二号室に於て、小松教官請求に關する公開口頭審理(第一回)開催

三日 ● 文理學部理科講演會開催 於六甲學舎

六日 ● 関西心理學會(第四十六回)開催 於教育學部

八日 ● 六甲學舎本年度定期身體檢查施行 九日終了